
改正特許法等の解説・2018

～特許法、商標法の改正の動向～

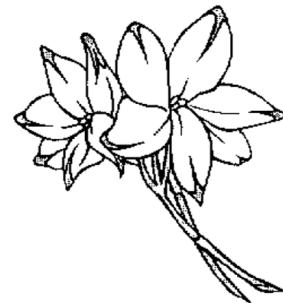
I 知的財産推進計画 2017 の紹介

(1) はじめに

政府の知的財産戦略本部（本部長は内閣総理大臣）による「知的財産推進計画2017」では、第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築、知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進、2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化が提案されている。

ここでは、特許・実用新案・意匠・商標などのいわゆる産業財産権の分野をになう経済産業省・特許庁で進められる、第4次産業革命の基盤となる知財システムの構築に関して紹介する。

特許庁では、昨年4月28日に開催された、産業構造審議会知的財産分科会の第20回特許制度小委員会で、「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について」、「第四次産業革命を踏まえた特許審査について」、「第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討」が説明され、



その後、検討が進められている。

公表されている資料の概要は以下の通りである。以下の資料は、特許庁HPで公表されているものである。

https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/newtokkyo_shiryou20.htm

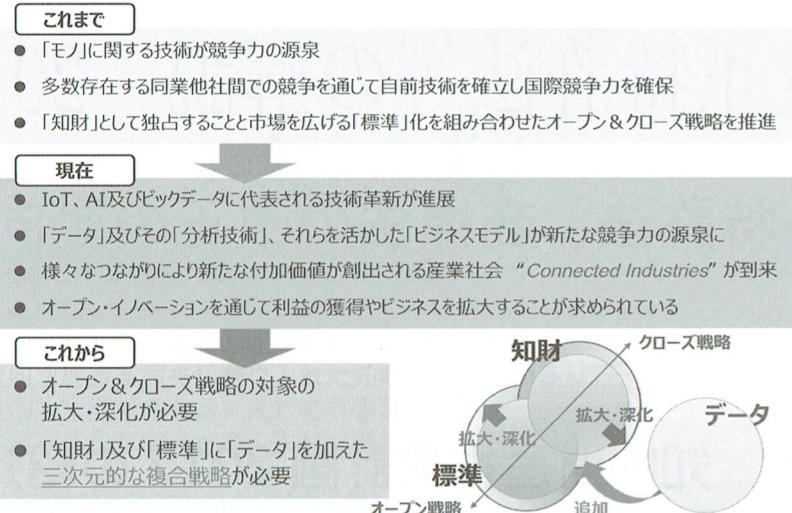
(2) 第4次産業革命の基盤となる知財システムの構築

①第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方

従来の知的財産システムを取り巻く環境に関して、「モノ」についての技術が競争

1. (1) 第四次産業革命と知財システムを取り巻く環境

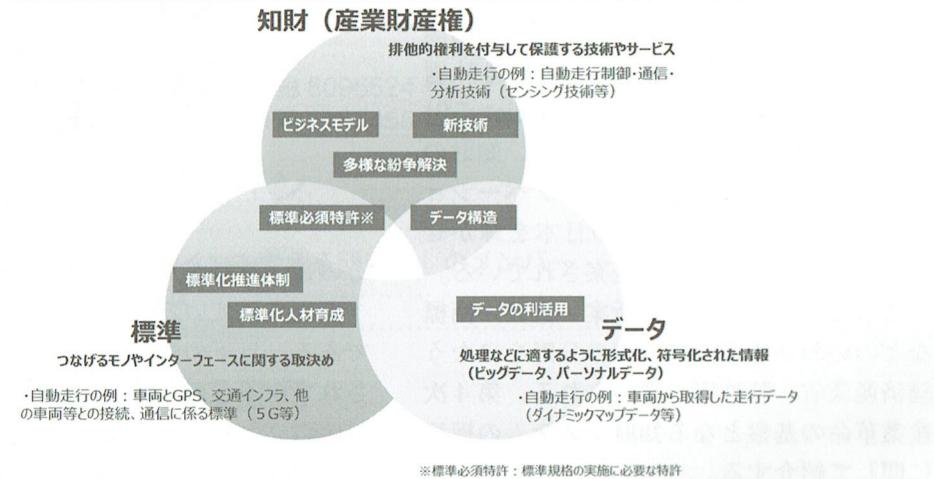
<報告書I.>



1. (2) 第四次産業革命と知財システムを取り巻く環境

<報告書I.>

- 知財、データ、標準の三次元的な複合戦略及び検討対象項目



力の源泉で、各企業は多数存在する同業他社との間での競争を通じて自前技術を確立し、国際競争力を確保してきた。また、「知的財産」として独占することと、市場を広げる目的で技術標準化を進めることとを組み合わせたオープン&クローズ戦略が進められてきた、との評価がされている。

現在の知的財産システムを取り巻く環境については、IoT (Internet of Things)、AI (人工知能)、ビッグデータに代表される技術革新が進展し、「データ」及びその「分析技術」、それらを活かしたビジネスモ

5. 個別産業分野及び中小・ベンチャー企業等の視点からの検討

<報告書IV.、V.>

個別産業分野で行うことが適当な取組例

ものづくり等
(ロボット分野)

- エッジコンピューティング※等のビジネスモデルを意識した知財ポートフォリオの構築
- 工場のネットワーク化ためのデータフォーマットの国際標準化の推進など

モビリティ
(自動車分野)

- 車両データ等の第三者による不正利用に対する保護のルール作り
- 商習慣の異なるIT業界による特許の動向を踏まえた、知財戦略の構築など

健康・医療・介護
(医療・介護及びバイオ分野)

- 医療技術に関する事業者間のデータの保護のルール作り
- 臨床データ等の取得方法やその保存のためのデータフォーマットの国際標準化の推進など

中小企業等の支援の観点から行うことが適当な取組例

- 「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月策定)に基づく、国内外での特許取得や海外展開の支援
- 「新市場創造型標準化制度」を利用した迅速な標準化による市場拡大の支援
- 大企業と中小・ベンチャー企業との連携の促進など

※エッジコンピューティング：デバイス側に高度な情報処理機能を持たせ一定の処理を分散的に行わせること、通信環境に左右されることなく大量のデータを処理する情報処理形態。

ルが新しい競争力の源泉になりつつあり、様々なつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会、いわゆる、Connected Industriesが到来しつつあるとの認識が示されている。

そして、自社が持つ技術、等のみにこだわらず、他社や、異業種、異分野が持つ技術、知識、アイデア、ノウハウ、データ、サービスなどと組み合わせて、新しいビジネスモデル、製品開発、サービス開発などにつなげるオープン・イノベーションにより利益獲得やビジネス拡大を目指すことが求められているとされている。

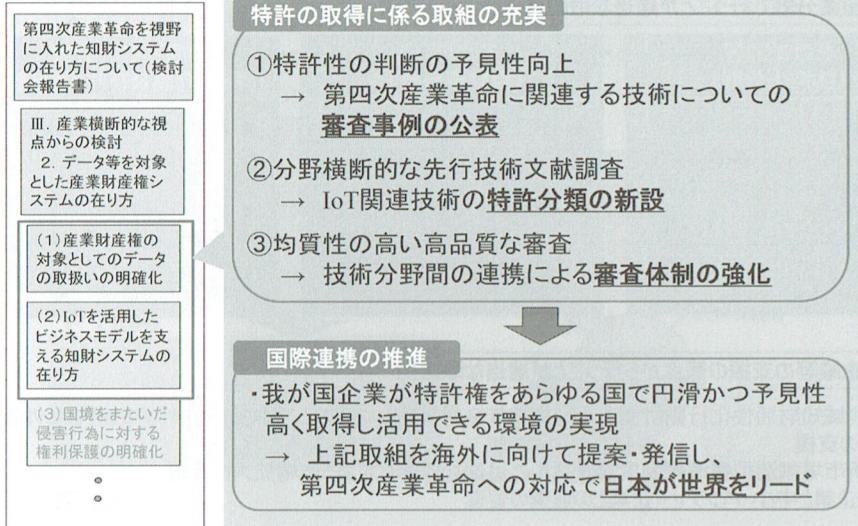
従来、オープン&クローズ戦略で進められてきた知的財産に関する戦略において、知的財産と、標準の部分が拡大、深化し、ここに、従来はあまり対応が考えられていなかった「データ」という競争力の源泉が加わったという認識が示されている。

個別産業分野、中小・ベンチャー企業の支援という観点から、例えば、ものづくりとモビリティ、健康・医療・介護の分野では、どのような取り組み例が考えられるか、また、2016年9月に特許庁で作成した「地域知財活性化行動計画」に基づいた支援の推進が検討されている。

②第四次産業革命を踏まえた特許審査について

特許の審査では、①第四次産業革命に関連する技術についての審査事例を公表することで特許成立の予見性を向上させる、②先行技術調査を分野横断的に十分に実施することを目指してIoT関連技術に関する特許分類を新設し、分類を整備する、③IoT関連発明では様々な分野で関連する発明が出願されることを考慮し、このような発明に対して審査を適切に行い、均質性の高い高品質な審査を実現する審査体制強化を図

1. 第四次産業革命を踏まえた特許審査の取組

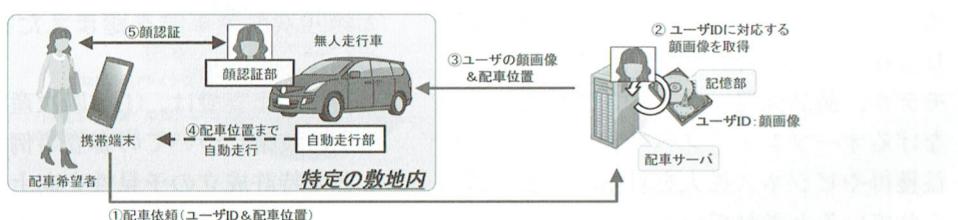


2. (参考)第四次産業革命に関し、審査事例で取り上げた発明の具体例①



無人走行車の配車システム

【請求項1】
配車サーバと、配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成されるシステムであつて、前記携帯端末が、ユーザID及び配車位置を前記配車サーバに送信する送信部を備え、前記配車サーバが、ユーザIDに対応付けてユーザの顔画像を記憶する記憶部と、前記携帯端末から受信したユーザIDに対応付けて記憶された顔画像を前記記憶部から取得する取得部と、無人走行車の位置情報及び利用状態に基づいて、配車可能な無人走行車を特定する特定部と、前記特定された無人走行車に対して、前記配車位置及び顔画像を送信する送信部と、を備え、前記無人走行車が、前記配車位置まで自動走行する自動走行部と、前記配車位置にて、周囲の人物に対して顔認識処理を行う顔認証部と、受信した前記顔画像に一致する顔の人物を配車希望者と判定し、無人走行車の利用を許可する判定部と、を備えることを特徴とする、無人走行車の配車システム。



ることが進められている。

次の2つなどが審査事例に取り上げられている。

「無人走行車の配車システム」

ユーザがスマートホンを使って配車の指示をすると、配車サーバから無人走行車に

対して指示が行き、そのユーザのところまで自動走行し、ユーザを見つけ、顔認識をしてユーザを確認した後、利用を許可する、という「無人走行車の配車システム」である。

送信部、記憶部、データの取得部、顔認識を行う顔認識部等の具体的な処理を特定

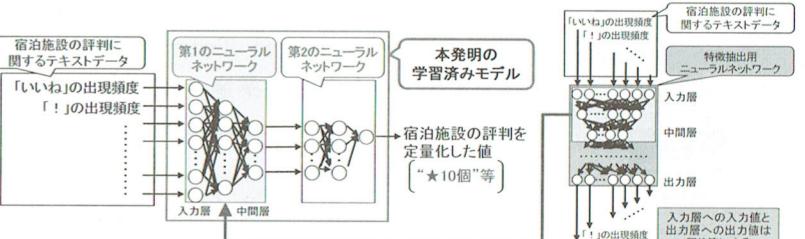
2. (参考)第四次産業革命に関し、審査事例で取り上げた発明の具体例②



宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル

【請求項1】

宿泊施設の評判に関するテキストデータに基づいて、宿泊施設の評判を量量化した値を出力するよう、コンピュータを機能させるための学習済みモデルであつて、第1のニューラルネットワークと、前記第1のニューラルネットワークからの出力が入力されるよう結合された第2のニューラルネットワークとから構成され、前記第1のニューラルネットワークが、少なくとも1つの中間層のニューロン数が入力層のニューロン数よりも小さく且つ入力層と出力層のニューロン数が互いに同一であり各入力層への入力値と各入力層に対応する各出力層からの出力値とが等しくなるように重み付け係数が学習された特微抽出用ニューラルネットワークのうちの入力層から中間層まで構成されたものであり、前記第2のニューラルネットワークの重み付け係数が、前記第1のニューラルネットワークの重み付け係数を変更することなく、学習されたものであり、前記第1のニューラルネットワークの入力層に入力された、宿泊施設の評判に関するテキストデータから得られる特定の単語の出現頻度に対し、前記第1及び第2のニューラルネットワークにおける前記学習済みの重み付け係数に基づく演算を行い、前記第2のニューラルネットワークの出力層から宿泊施設の評判を量量化した値を出力するよう、コンピュータを機能させるための学習済みモデル。



※ 請求項1に係る学習済みモデルは、ニューラルネットワークの重み付け係数(パラメータセット)のみで構成されるものではなく、「プログラム」である。

することで、情報処理が特定され、特許法上の発明として保護される対象になり得る(新規性、進歩性などの条件が満たされれば特許成立する)とされている。

「宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル」

ニューラルネットワークを構成する2段階のネットワーク(第1のネットワーク、第2のネットワーク)の中の第1のネットワークの構成が特定され、どのような情報がインプットされ、どのような処理が行われて、最終的にどのようなアウトプットがされるか、といった処理の流れが具体的に特定されることで、情報処理の手順が具体的に特定されたコンピュータプログラムの発明を把握でき、特許法上の発明として保護の対象になり得る(新規性、進歩性などの条件が満たされれば特許成立する)とされている。

③第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討

今後、第四次産業革命を迎えるにあたり、IoTによって、これまでインターネットに接続されていなかった自動車、産業機器、交通インフラ、電力インフラ、等、いろいろなものがインターネットやネットワークにつながる社会が予想される。このため、紛争のリスクがいろいろな分野に広がる可能性があり、情報通信分野での標準規格の実施に必要な「標準必須特許」の数が増大する可能性がある。

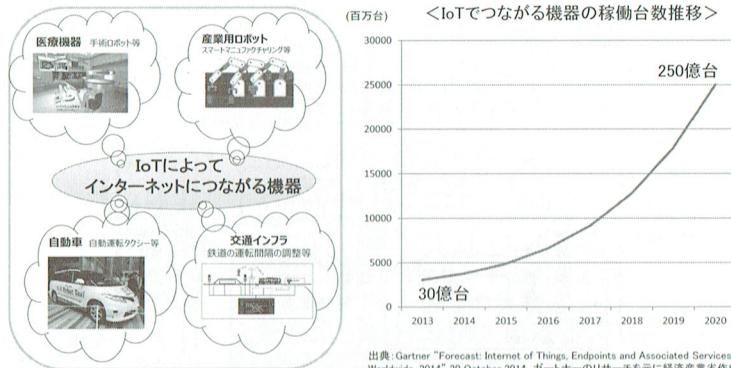
IoTということでインターネットやネットワークにつながる企業は、大企業に限られず、多くの中小企業もインターネットやネットワークにつながる。これによって、いろいろな価値が生み出されることが期待されるが、その一方で、IoTの普及によって知的財産に関する紛争が増える可能性がある。このため、中小企業が知的財産の紛争にさらされるリスクが高まる可能性がある。しかし、中小企業にとって、人的な負担や裁判費用の観点などから、知的財産に関



産業構造の変化:急速に浸透するIoT(Internet of Things)



- IoTによって、これまでインターネットに接続されていなかった自動車、産業機器、交通インフラ、電力インフラ、ビル・住宅等がつながり、2020年には250億台までになると推計。
- 情報通信分野の標準規格の実施に必要な特許(標準必須特許)の数は、数百～数千件にのぼる。



中小企業は、知財紛争に対する対応が容易ではない



- IoTの普及で中小企業は相互につながるようになる結果、知財を巡る紛争が増える可能性。
- しかし中小企業は、知財紛争に対応するための経営資源やノウハウがなく、訴訟提起を躊躇。

- 中小企業による訴訟提起のハードル(日本商工会議所意見^{1,2}、東京商工会議所実施調査)
- 中小企業は経営資源の制約から、知財侵害に対抗して訴訟を提起することが難しい
 - 訴額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償を求めて訴訟提起することを難しくしている
 - 知財訴訟を経験したことがある中小企業の割合は極めて少ない

模倣品被害に対する中小企業の対応³



→ 早期での解決を望む中小企業のために、既存の仲裁・調停・あっせん制度の利用実態を検証し、改善を図るとともに、中小企業が簡易・迅速かつ低廉な負担で利用できるよう、特許庁が新たにあっせん制度等を創設すること

(日本商工会議所「知的財産政策に関する意見」(2017年3月16日付))

3 総務省「中小企業の知的財産に対する意識調査」(2016年3月17日付)

する紛争への対応は、一般的に、容易でない。

特許庁ADR(裁判外紛争処理手続)制度の整備、標準必須特許について特許権者と利用者の間でライセンスに関する協議が整わない場合に利用者の請求に基づいて行政が適切なライセンス料を決める「ADR

制度(標準必須特許裁定)」の導入、標準必須特許に限らず特許紛争全般に関して紛争当事者の請求に基づいて調整を行う「ADR制度(あっせん)」の導入などが検討の対象になるとされている。

以上